

日査協 16 - 第 288 号

平成 17 年 3 月 8 日

社団法人日本自動車整備振興会連合会

会 長 豊 崎 寛 殿

財団法人 日本自動車査定協会

理事長 横 山 太 藏

平成 17 年度前期(第 39 回)中古自動車査定士

技能検定実施について

拝啓 早春の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

中古自動車査定制度の運営に関しましては日頃より格別のご支援を賜り、年を追って普及・定着しつつありますことに対し、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の査定士技能検定試験実施要領を別添の通り定めましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、何かと業務ご繁忙の折、誠に恐縮でございますが、本件について貴会傘下会員の皆様に周知徹底くださるとともに、中古車への重要度が高まる中、査定制度の普及促進のため査定士充足率の上昇に向けて、多くの方々が受験されますようご指導方お願い申し上げます。

なお、今回の検定試験より、受験資格のうち実務経験が従来の 1 年から半年に短縮されておりますので、併せてご案内申し上げます。

敬 具

第 39 回中古自動車査定士技能検定実施要領

1. 公告方法

次の方法により周知徹底を図る。

- (1) ポスター : 受付終了まで各支所に掲示するほか、各県業界団体事務所等にも掲示を依頼する。
- (2) 新聞広告 : 平成 17 年 4 月 1 日(金)日刊自動車新聞に掲載する。
- (3) 業界団体に : 本部からは各中央団体長に、支所からは各県団体に協力を要請する文書 する。
- (4) リーフレット: 支所窓口を用意し、求めに応じて配布する。
- (5) 本部のホームページにおいても広告する。

2. 試験の日時

小型車 平成 16 年 6 月 19 日(日) 13 時より 16 時

大型車 平成 16 年 6 月 15 日(水) 13 時より 16 時

注 1. 試験場が県内 2 カ所以上となる場合でも、日時は全国一斉同時とする。

注 2. 支所は予め業界各団体並びに各販売店と連携をとり、およその受験人員を予測し、その収容について計画すること。

3. 受験申請受付期間及び受付場所

平成 16 年 4 月 1 日(金)より 4 月 28 日(木)までとする。

(なるべく早めに手続きを済ますように各団体に依頼するものとする。)

受付場所は、協会支所及び中販連支所とする。

4. 受験申請書類

(1)中古自動車査定士技能検定申請書・査定士証発行用台紙・受験票 2枚複写式1式

複写2枚組の内訳

1枚目(様式 検 1 支所控)...受付窓口保管用(薄 紙)

2枚目(" " 本部用)...本部 入力用(厚手カード)

注1. 記入要領は別紙1の通り、慎重に記入のこと。

注2. 大型車と小型車を同時に受験する場合も一組に併記する。

(2)写 真 2枚

縦40mm×横30mm、無帽・上半身・正面・無地背景、申請前3ヵ月以内に撮影のもの。

注1. 写真の大きさは厳守して下さい。

注2. 印画紙へのプリントは「カラー光沢・艶あり」またデジタルカメラ出力用は、スーパーファイン紙として下さい。

注3. 台紙への貼付けは、両面テープ又は写真用のりをご使用下さい。

(3)経歴証明書

規程第25条(3)の書類として、販売もしくは整備の経験を所属事業主が証明した書類(支所における確認資料とする)。

(4)本人宛名入り官製はがき 1枚

試験会場通知用(別紙5)となる。

注. 今回大型車と小型車の両方を受験する者については2枚。

5. 受付に際して支所に準備すべき書類

申請書・受験票、公示ポスター、リーフレット(受験のご案内と申請書の書き方)、経歴証明書、賛助金の案内、企業コード表、費用納付についてのポスター、領収書。

6. 受付に際して確認する事項

- (1) 県内に在る会社に所属する者について申請を受付けること。
- (2) 所属している会社が公安委員会の「自動車を取扱う古物商許可」を得ている販売会社であること。(それ以外である場合には、検定に合格しても直ちには査定士として登録されない旨を知らせておくこと。)
- (3) 受験資格である販売経験については、古物商許可を得ている会社におけるものであり、整備経験については国土交通省認証工場におけるものであること。
- (4) 運転免許証の提示を求め、小型車受験者は普通免許、大型車受験者は大型第1種免許以上の所持を確認すること。
(その際氏名及び生年月日について申請書の記載との合致を確認すること。)
- (5) 整備士については、自動車整備士合格証書又は自動車整備士技能者手帳の提示を求めて確認すること。一旦手続を完了した後の1部免除は認めないものとする。
注1. 特殊整備士(車体・タイヤ・電気装置)も含め、自動車整備士はすべて「規程第24条による学科試験1部免除者」とするが、受験資格にある経験については前記(3)に注意。
注2. 経験年数は試験の前日までに条件を満たすこと。運転免許・整備士資格は受付時点で確認できること。
注3. 自動車専門学校生及び技術専門学校の場合は、入学後半年以上であれば、実務経験1年を有するものとする。
- (6) 受付時に受領した運転免許証・経歴証明書・整備士合格証書等の写は、確認後速やかにシュレッダー処理する等その取り扱いに充分注意すること。

7. 受験料等の領収と受験票の交付

- (1) 申請受付と同時に受験料を領収し、受験票(様式検-2に受験番号を記し、受験

者の写真を貼付したもの)を交付する。

(2) 受験番号は、一部免除資格の有無により次の区分に従って各支所で設定する。

イ) 大型受験者

所持資格の区分	申請受付場所	日查協	中販連
a. 小型車査定士である者		0001 ~ 0200	5001 ~ 5200
b. 小型車査定士であって、整備士でもある者		0201 ~ 0400	5201 ~ 5400
c. 整備士である者 (b 以外)		0401 ~ 0600	5401 ~ 5600
d. a ~ c 以外の者 (学科試験一部免除資格のない者)		0601 ~ 0800	5601 ~ 5800

ロ) 大型・小型同時受験者

所持資格の区分	申請受付場所	日查協	中販連
e. 整備士である者		1001 ~ 1500	6001 ~ 6500
f. e 以外の者 (学科試験一部免除資格のない者)		1501 ~ 2000	6501 ~ 7000

ハ) 小型受験者

所持資格の区分	申請受付場所	日查協	中販連
g. 大型車査定士である者		2001 ~ 2500	7001 ~ 7500
h. 大型車査定士であって、整備士でもある者		2501 ~ 3000	7501 ~ 8000
i. 整備士である者		3001 ~ 4000	8001 ~ 9000
j. g ~ i 以外の者 (学科試験一部免除資格のない者)		4001 ~ 5000	9001 ~ 9999

(3) 学科及び実車研修受講料並びに教材費は前納とする。

(4) 受験料並びに教材費は(協会の都合により試験を中止した場合を除き)返戻しない。

(5) やむを得ない事由で受験不能となり、研修開始 1 週間前までに証明書(病気の場

合は医師の診断書、海外出張の場合は事業主の発行する出張証明書)をもって申し出のあった場合は研修受講料のみ返戻するものとする。

注1. 受験票には研修参加の都度支所が受講確認印を押し、実車研修を終えた際に回収する。試験当日はこれによって席を指定する。

注2. 実車研修日には、あらかじめ「試験場案内(文例)」(別紙5)を用意し、修了者に配布する。

8. 支所における申請書のとりまとめと本部への送付

(1) 支所は受付締切後5月10日(火)までに別紙2の申請者数報告書にて本部業務部へ申請者数をファクシミリ報告すること。

(2) 申請書の検-1支所控は外して支所に残し、検-1本部用と発行用台紙は切り離して受験番号順にととのえること。

申請書の検-1本部用と発行用台紙は、本部業務課へ書留又は宅配便にて5月16日(月)までに届くように一括送付のこと。(4(3)の経歴証明書は支所に残置)

(3) 企業コード表は、今回新しく追加された分を添付すること。

企業名には必ずフリガナを付けること。

9. 受験申請者の教育研修について

(1) 講師は原則として協会職員が直接担当すること。

(2) 協会が実施する学科並びに実車査定の研修を修了させること。

(3) 実車研修に使用する車両は実車研修教程に基づき準備のこと。

(4) 研修教程

学科並びに実車の研修教程は査定制度運営規程の定めるところによる。

(5) 使用教材

ア. 受験者各人用教材

a)大型車受験者用

中古自動車査定基準(基準及び細則〔Ⅱ〕、加減点基準〔Ⅱ〕)

事故減価数値表

大型車査定士受験者用 査定基準及び細則(教本)

査定のための自動車構造知識

査定の実務

b)小型車受験者用

中古自動車査定基準(基準及び細則〔Ⅰ〕、加減点基準〔Ⅰ〕)

加減点基準ハンドブック

査定のための自動車構造知識

査定の実務

注. 印は、大型車と共通

イ.教場における説明用教材

大版個別査定書(大型貨物車用及びダンプ車用) (各 1 枚 200 円)

(小 型 車) (1 枚 200 円)

研修期間中に試験の様式見本として練習問題用紙を配布する。

(6) 研修の目指す知識レベル

試験の水準については、中古自動車査定制度運営規程の「別記」参照。

(7) 研修の実施報告

支所は研修実施に際して受講者の出欠を確実に管理し、研修を終了した時点で別紙 3 による報告書を本部へ提出すること。

10. 試験場の設定について

- (1) 県内の地域性、受験人員等の関係で試験場を 2 カ所以上とするような場合には、それに対応する管理体制をととのえること。

- (2) 試験会場が決定したときは、別紙4の「試験場設定報告書」をもって5月20日(金)までに本部に報告すること。
- (3) 試験場の管理については、あらかじめ各担当を定め、天候・交通事情も考慮して順調に取り運べるよう手筈をととのえること。
- (4) 緊急の場合に備え必ず電話連絡の出来るようにしておくこと。

11. 試験問題用紙の保管

試験問題は本部で作成し、試験の約3日前までに支所に到着するように送付する。

試験問題用紙の管理責任者は支所長又は事務長とし、用紙到着時には管理責任者立会いの下に、その種類と各枚数を確認し、厳封して当日まで保管すること。

時節柄、試験問題の機密保持については、特に厳正に行うこと。

12. 当日の受験者の誘導

- (1) 試験場が決まり次第に支所は、当日の集合時刻・会場建物名・所在地・交通順路・電話・連絡係の氏名・携行品等について記載した案内書(前記7(5)注2.参照)を準備すること。(大型と小型の指定を誤らないよう充分確認すること。試験場が2ヵ所以上設けられる場合には特に取違いの起こらないよう充分注意のこと。)
- (2) 必携品は、HB鉛筆、良質のプラスチック消しゴム・ルート計算機能付電卓・中古自動車査定基準。
- (3) 集合時刻は、会場における受付～誘導～着席～説明等に要する時間を考慮して、試験開始10分前までに着席できるように指示すること。
- (4) 各人の席は、7(5)注1.により回収された受験票をあらかじめ机隅に貼る等の方法で指定すること。
- (5) 学科試験一部免除者は、学科試験を早く終えるので、出口近くにまとめて席を

設けるように配慮すること。

(6) 受験票の写真と照合して、本人であることを確認すること。

(7) 受験人員が確定次第、別紙 6、別紙 7 によりファクシミリにて本部へ報告すること。

13. 試験方法

(1) 試験は実技試験、学科試験の順に実施する。

(2) 実技試験は、想定された車両について文章と略図によって車両の部位と状態を示し、査定基準を使用して個別査定を行う。(必要な部分は、予め記入してある個別査定書用紙に各自が書込む。)

(3) 学科試験は、教材図書を見ずに解答する。(× 式又は選択式)

(4) 出題数と時間

ア. 大型車

a. 実 技

① 大型貨物車	13 : 00 ~ 13 : 50	} 2 車種 各 50 分
② ダンプ車	14 : 00 ~ 14 : 50	

b. 学 科 15 : 10 ~ 16 : 00 (20 問 50 分)

イ. 小型車

a. 実 技

① 乗 用 車	13 : 00 ~ 13 : 50	} 2 車種 各 50 分
② 小型貨物車	14 : 00 ~ 14 : 50	

b. 学 科 15 : 10 ~ 16 : 00 (20 問 50 分)

注. 学科試験一部免除者に対する、免除する試験問題及び試験時間

1. 小型車試験

該当者区分	免除する学科試験問題の番号	試験時間
-------	---------------	------

A 大型車査定士である者 受験番号が 2001～2500 及び 7001～7500 の者	問 1、問 2 (計 2 問)	50 分
B 大型車査定士であり、 整備士でもある者 受験番号が 2501～3000 及び 7501～8000 の者	問 1、問 2 問 17、問 18、問 19、問 20 (計 6 問)	40 分
C 整備士であって B 以外の者 受験番号が 3001～4000 8001～9000 1001～1500 6001～6500 の者	問 17、問 18、問 19、問 20 (計 4 問)	40 分

2. 大型車試験

該当者区分	免除する学科試験問題の番号	試験時間
D 小型車査定士である者 受験番号が 0001～0200 及び 5001～5200 の者	問 1、問 2 (計 2 問)	50 分
E 小型車査定士であり、 整備士でもある者 受験番号が 0201～0400 及び 5201～5400 の者	問 1、問 2 問 16、問 17、問 18 問 19、問 20 (計 7 問)	40 分
F 整備士であって E 以外の者 受験番号が 0401～0600 5401～5600 1001～1500 6001～6500 の者	問 16、問 17、問 18 問 19、問 20 (計 5 問)	40 分

14. 試験中の規律保持

- (1) 遅刻者は、やむを得ぬ理由と認められた場合は、10分を限度として入場を許可する。
- (2) 受験者の退場は、他の者の迷惑を考慮して試験開始後20分は認めぬこと。
- (3) 試験が厳正に行われるように管理し、もしも不都合があった場合は、人数の如何にかかわらず即座に退場を命じ、その者の受験は無効とする。

15. 試験後の答案の処理

- (1) 答案は、集めた都度その場で受験番号の順にととのえ、出席者各人についての提出有無を確認したうえ厳封し、出席者の受験票(写真付)と共に試験当日中に速達書留又は、宅配便で本部へ発送する。
- (2) 試験用紙及び余った解答用紙はすべて回収し、散逸せぬよう支所で廃棄処分する。
- (3) 採点は本部において一括実施する。

16. 審査結果の通知

審査の結果は別紙8「審査結果通知書」をもって、試験の概ね1ヵ月後に支所へEメールにて通知する。

なお、合格者一覧を本部のホームページに掲載する。

17. 合格証書の交付

本部は、電算システムによって合格者名簿を作成する。合格証書は、本部が作成して支所へ送付し、支所が合格者に交付する。

名前の表示にあたり、管理するコンピューター上収録できない一部の漢字については、表示可能な漢字への読替えをする。

18. 査定士の登録

合格者名簿の中で、現に協会又は査定業務を実施する販売店に所属する者を識別表示し、これをもって査定士登録簿とする。(但し、査定士証交付保留6ヵ月に及んだ者は、登録を削除する。)

支所へは、それぞれの受付範囲にかかわる登録簿の写を送付する。

19. 査定士証の交付

本部は協会又は査定業務を実施する販売店に所属している合格者について査定士証を作成、交付する。また、新たに査定業務を実施しようとする自動車販売事業者に所属している合格者については、査定業務実施通知書と引き換えに、査定士証を作成、交付する。

支所は、交付に際して査定士証交付手数料を領収する。

20. 既に査定士である受験者の取扱いについて

(1) 技能検定申請書には、「査定士証番号」を記入すること。

(査定士種別コードは、これらの者については3とすることに注意)

(2) 研修並びに試験の一部免除

査定制度運営規程第24条により、「中古自動車査定制度」についての研修並びに試験を免除する。

(3) 受験者が既に査定士である場合の研修受講料は、(1,050円(消費税込)を控除して)7,350円(消費税込)とする。

(4) この場合の合格証書の発行番号は、その者の先の査定士合格証書の発行番号の後に「-1」を付したものとする。

(5) 査定士証は、査定士の種類欄に「小型・大型」を併記し、有効期間を新たにしたものを作成し、先の査定士証と引換えで交付する。(交付に際して領収

する査定士証交付手数料は、1種類の場合に同額)

21. 同時に大型車と小型車を受験するものの取扱いについて

(1) 受験料は、大型車と小型車を合わせて8,400円(消費税込)とする。

研修受講料は15,750円(消費税込)とする。

(査定制度、法規等の約2時間の重複に対して1,050円(消費税込)を控除)

(2) 技能検定申請書の受験の種類には、「両方」に をすること。。

(3) 合格証書は、大型車、小型車をそれぞれ発行し、小型車査定士合格証書の発行番号の後には、「-1」を付したものとする。

参考

	小型車受験者				大型車受験者				小・大型 同時受験者	
	新規	同 左・ 整備 士	大型 車 査定 士	同 左・ 整備 士	新規	同 左・ 整備 士	小型 車 査定 士	同 左・ 整備 士	新規	同 左・ 整備 士
受験料	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	8,400	8,400
研修受講料 (学科及び実 車)	8,400	8,400	7,350	7,350	8,400	8,400	7,350	7,350	15,750	15,750
教材費	4,200	3,413	4,200	3,413	4,988	4,200	4,988	4,200	7,403	6,615
計	16,800	16,013	15,750	14,963	17,588	16,800	16,538	15,750	31,553	30,765

消費税込

以上

別紙は省略します。